

～満3歳児クラスかつ第2子以降の方向け～ 令和5年度中野区預かり保育補助金 (保護者補助金)のご案内



01 補助の対象

■ 次の全てに該当する方

- (1)中野区に居住・住民登録があり、園児(子ども)と同一世帯である
- (2)預かり保育を利用している園児が第2子以降である
- (3)園児の預かり保育料を負担している
- (4)保育の必要性が確認できる
- (5)課税世帯である(非課税世帯の方は、施設等利用費の補助の対象となります。)
- (6)満3歳児クラスに在籍している※3歳の誕生日を迎えた月から補助対象です。

02 補助金の内容

■ 預かり保育料への補助(所得制限なし)

月額16,300円(限度額)

- ☞利用日数×日額単価(450円)で算出した支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、低い金額を支給します。
- ☞在園している幼稚園でのご利用分のみ補助対象です。

03 申請書類、期限、補助対象期間について

■ 申請書類

- (1)添付書類送付票
- (2)私立幼稚園等補助金申請書(既に提出されている方は不要です)
(令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金等申請書兼口座振替依頼書)
- (3)保育の必要性を確認できる書類
☞P3<06 保育の必要性を確認できる書類(父母1部ずつ)>ハ
- (4)必要な添付書類(該当する方のみ)
☞P3<07 判定に必要な添付書類(該当する方のみ)>ハ

■ 申請期限

2024年3月8日(金)17時必着

- ☞書類の到達を確認したい場合は、簡易書留等のご利用をおすすめします。書類未着の場合、一切の責任を負うことができません。

■ 対象期間

2023年10月～

- ☞2023年10月から始まった制度です。

04 補助金交付時期(口座振り込み日)

2024年5月24日(金)予定

交付決定通知について
☞振込前(約1週間前)に交付決定通知を送付します

05 保育の必要性の事由について

■ 保育の必要性とは

保護者のいずれもが下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当していることを「保育の必要性がある」といいます。

保育の必要性の事由（保護者の状況）		補助対象期間
就労	就労（月48時間以上）をしている場合	就労している月
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後2か月 ※多胎妊娠の場合は14週間前からその後2か月
求職活動	求職活動を行っている場合	3か月
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で月48時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合	
育児休業 <small>☆「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の方の育児休業は原則認められません。</small>	①育児休業の対象となる児童が、補助対象施設に在籍している場合	復職月に48時間以上就労し、かつ児童が在園している場合、復職月の直前1か月分
	②上のお子さんの育児休業からいったん復職し、上のお子さんが補助対象施設に入所した後、下のお子さんの出産・育児休業を取得する場合※	上のお子さんの補助は下のお子さんが満1歳になる年度の翌年度の4月末日まで
	③上のお子さんの育児休業から復職せず、続けて下のお子さんの出産・育児休業を取得した場合	上のお子さんの補助は下のお子さんの産前産後休業中のみ。下のお子さんの補助は①が該当

※下のお子さんの出産休暇に入る前に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合に限ります。下のお子さんの産前産後休業に入った後に上のお子さんが補助対象施設に入所した場合は、下のお子さんの育児休業中は補助の対象とはなりません。

07 判定に必要な添付書類（該当する方のみ）

ひとり親の方	死別、離婚、未婚の方	<p>【次のいずれかのコピー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当認定通知書 ・児童扶養手当証書 ・児童育成手当認定兼支払通知書 ・離婚の受理証明書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本(全部事項証明)
	上記以外の方	ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの（具体的な提出書類についてはお問い合わせください）
生計を一にする家族で障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー	

08 関連ホームページ/よくある質問など

①補助金の申請について
(各種申請書・提出用紙のダウンロード)



②退園・転出をするとき



③申請時の注意事項、よくある質問について



④振込口座変更をしたいとき



09 書類記入例 (私立幼稚園等補助金申請書)

第1号様式 (第10条関係)

☆申請印はスタンプ印不可。消せるボールペン・鉛筆での記入不可

令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金等申請書兼口座振替依頼書

私立幼稚園等の名称	(左の枠は記載不要です。)			フリガナ	ナカノ	サフ	ロウ	←氏と名の間は、ひとマスあけ、濁点もひとマス使用する。	申請書			
	令和 幼稚園			氏名	中野 三郎							
入園日	前年度在籍園※上記と異なる場合のみ記載ください。(幼稚園)			生年月日	2	0	1	9	1	0	1	5
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日

中野区長宛
子ども・子育て補給金交付書
1 必要
2 交付
3 中野区が幼稚園等に補助金交付対象者であることを通知し、申請子ども

入園式または園の定める入園日をご記入ください。

町丁名の記入漏れにご注意ください。
例：中野区 本町 2丁目

補助金(入園料補助金・保護者補助金)及び実費徴収に係る補給金交付補助金の審査にあたり、次の事項に同意します。

申請日 2023年 7月 1日

住所 〒164-0001 中野区 △▽ ◆ 丁目 ● 番 ▲▼ 号 △△ハイツ101号室
マンション名など

フリガナ ※氏と名の間はひとマスあけ、濁点もひとマス使用する。申請印を必ず押して下さい。
ナカノ ハナコ

申請者(口座名義) 中野 花子

申請者の生年月日 年 月 日 生まれ 電話番号 ※ハイフン(-)を記載してください。
1 9 8 5 0 3 2 : 0 x x x - ● ● ● ● - ▲ ▲ ▲ ▲

振込先金融機関 中野 銀行 信用金庫 信用組合 中野 支店 出張所 本店
金融機関コード (記載不要です。) 支店コード ○ △ □
(普)口座番号 1 2 3 4 5 6 7

2022年1月2日以降に中野区へ転入した方は、転入日と2022年1月1日現在の住所を記載してください。
中野区転入日 2023 年 1 月 3 日

2022年1月1日の住所 東京都杉並区 ●●丁目 ●●番 ●●号 ●●マンション ●●●●

園児及び申請者と、「生計を一にしている」方全員を記載してください
☆園児と申請者の氏名をあらかじめ記載する必要はありません
☆書ききれない場合は欄外に記載してください

氏名及び生年月日	園児から見た続柄	通園・通学先等 (兄弟姉妹がいる場合)	学年
中野 太郎 1984年 4月 5日 生まれ	父		
中野 一郎 2013年 8月 12日 生まれ	兄	令和小学校	3
中野 桃子 2016年 10月 21日 生まれ	姉	令和幼稚園	年長
年 月 日 生まれ			
年 月 日 生まれ			

上記の方のうち、園児及び申請者と別居している方の氏名及び住所を記載してください。

氏名	中野 太郎	現住所	大阪府大阪市北区 ●丁目 ●●番 ●●号 ●●●●
生年月日	1984年4月5日	中野区	
園児から見た続柄	父	転出年月日	2021年12月31日

東日本大震災の被災者に該当する方はチェックしてください

ひとり親世帯、障害がある方のいる世帯の方はチェックしてください

2022年/2023年1月1日時点で国外に居住し、所得が確認できる資料が提出できない方はチェックしてください

書類提出・お問い合わせ先

☎ 164-8501

中野区中野4-8-1 (区役所3階11番窓口)

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

☎ 03-3228-8754 (平日8:30-17:00)